

広島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和五年二月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
安芸高田市甲田町上小原字背戸田四五二三番一地从先から 安芸高田市甲田町上小原字背戸田四三三六番一地从先まで		七・〇〇〇～二二・〇〇〇	一一・四〇〇～一八・〇〇〇	三七六・〇〇〇	三七六・〇〇〇	拡幅